

垂産 第 2 7 3 - 3 号
令和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

垂井町長 早野 博文

市町村名 (市町村コード)	垂井町 (21361)
地域名 (地域内農業集落名)	表佐地区 (表佐集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・表佐地区の農業経営体数は38経営体(R2農林業センサス)となっており、このままの減少率で推移すると、令和12年には15経営体、令和17年には9経営体になることが推計され、農業経営体数の大幅な減少が見込まれる。
- ・表佐地区には、中心的に地域の農業を担う営農組織及び認定農家が存在し、それらの主な経営体への農地集積が進んでいるが、法人のオペレーター不足や高齢化、儲かる農業経営への変換、新たな担い手の確保が課題である。
- ・担い手の確保には、所得向上が不可欠と考えられ、新しい農産物や特產品の開発による収益性の向上と、農機具のレンタルリースなどによる経費削減を図り、安定した農業経営の実現に取り組む必要がある。
- ・農業機械の更新や修繕の費用が高額なため負担となり、そのタイミングで離農する農家が多く対策が必要である。
- ・相川東方一帯でジャンボタニシによる食害が見られ対策が必要である。
- ・一部耕作条件の悪い農用地があり、効率的な農業を推進するため、ほ場の拡大や畔の整理などのほ場の再整備を検討する必要がある。
- ・主要農産物は、米、麦、大豆を生産しており、土地利用型農業が営まれている。
- ・近年の農業資材(機械、燃料、飼料)等の物価高騰が農業経営を圧迫している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在の米・麦・大豆を基幹作物とした土地利用型農業を推進し農地利用を維持していく。
- ・中心的な担い手への集積・集約化を進めるとともに、農業に係る負担の軽減と担い手の確保を図り、持続可能な農業経営を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	184.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	184.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。また、その周辺の農地は、必要に応じて農業上の利用が行われる区域に含めることを検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

集積・集約化については順調に進捗している。中心的な担い手に集積・集約されていない農地についても把握しており、基本的にはAへ、場所によっては認定農業者へ振り分けることとしている。今後も、農業委員や農地利用最適化推進員と町が農協と連携しながら、中心的な担い手に対して集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

新たに貸付対象となる農地は全て農地中間管理機構を通した貸付とし、各集落の中心的な担い手へ集約化を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

ほ場整備や土地改良事業等を推進し農業生産基盤の強化を図るとともに、畔や農業用施設の不具合の改善や維持・管理にかかる人的負担が軽減するような更新も検討する必要がある。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手確保のために、販路拡大や特產品の育成などの儲かる農業となる仕組みづくりを検討する。町やJAと連携し、地域内外からオペレーターなどを募ることにより担い手の確保を図り、各集落の中心経営体を次世代に継承していくとともに、休日のみやスポットなど多様な働き方の受入体制を検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①主にヌートリアによる有害鳥獣の被害が見られ、防護柵の設置・管理を継続して地域で実施する。
- ③スマート農業の推進により作業効率の向上や省力化を図っていく。
- ⑦多面的機能支払交付事業などに取り組み、集落内の農地の保全・管理を地域ぐるみで行い、畔や農業用施設の維持管理を継続して実施する。
- ⑩相川東方一帯でジャンボタニシの食害が発生しており対策を検討する。
- ⑩収益性向上のために、新しい作物の導入や特產品の育成を検討する。